

障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の義務化

～共生社会の実現を目指して～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
(公社) 発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書・JLニュース編集長)
内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

本題へ入る前に

障害ってなに？

「障害」はどこにあるのか

○突然ですが、

「障害」とは、どこにあるのでしょうか？

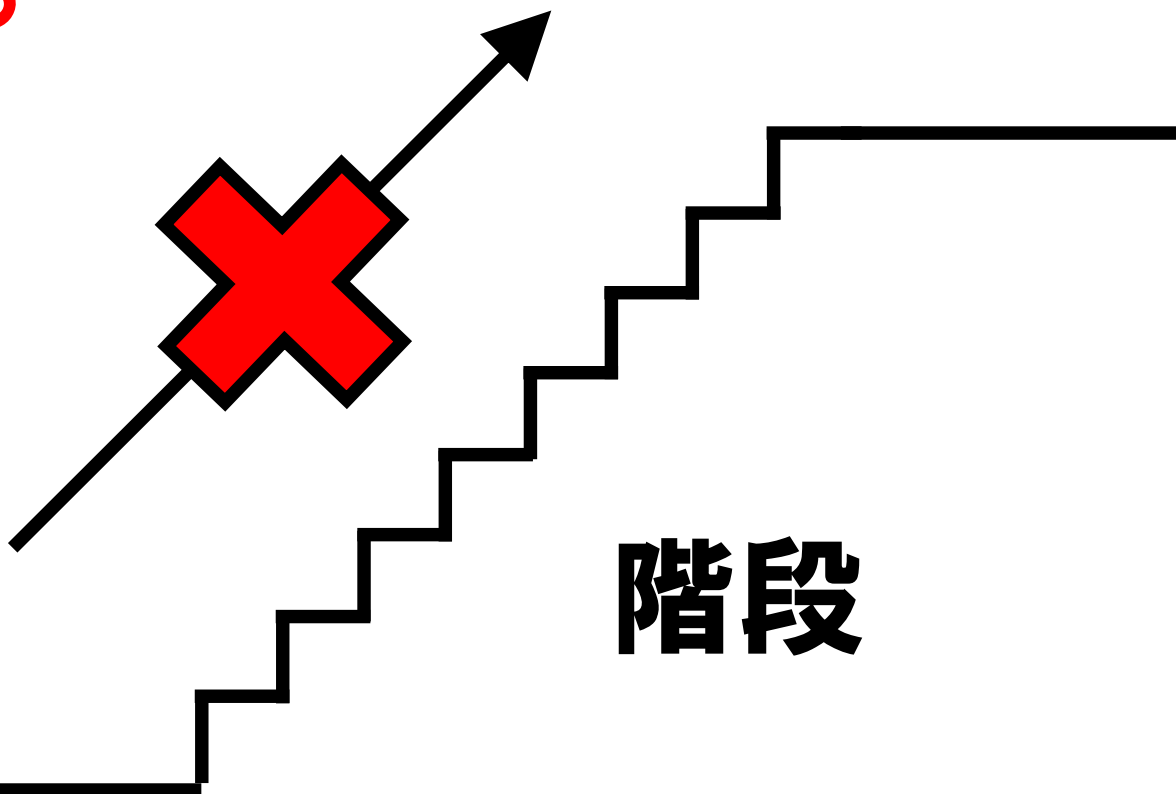
(車いすの方・・・**要介護の高齢者も使っています**)



「障害」はどこにあるのか

○階段しかないので、2階には上がれない

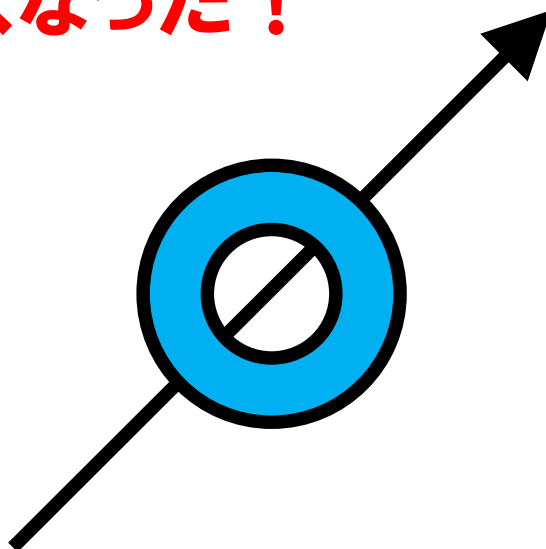
⇒「障害」がある



「障害」はどこにあるのか

○エレベーターがあれば、2階に上がれる

⇒「障害」がなくなった！



「障害」はどこにあるのか

○車いすの方は、何も変わっていない

○変わったのは、あくまでも周囲の環境

⇒「障害」とは、障害者本人の機能障害のみを指すのではなく、社会の様々な障壁によって生じるもの

⇒これが、世界の潮流となる考え方（いわゆる「社会モデル」）



「障害」は誰にもある

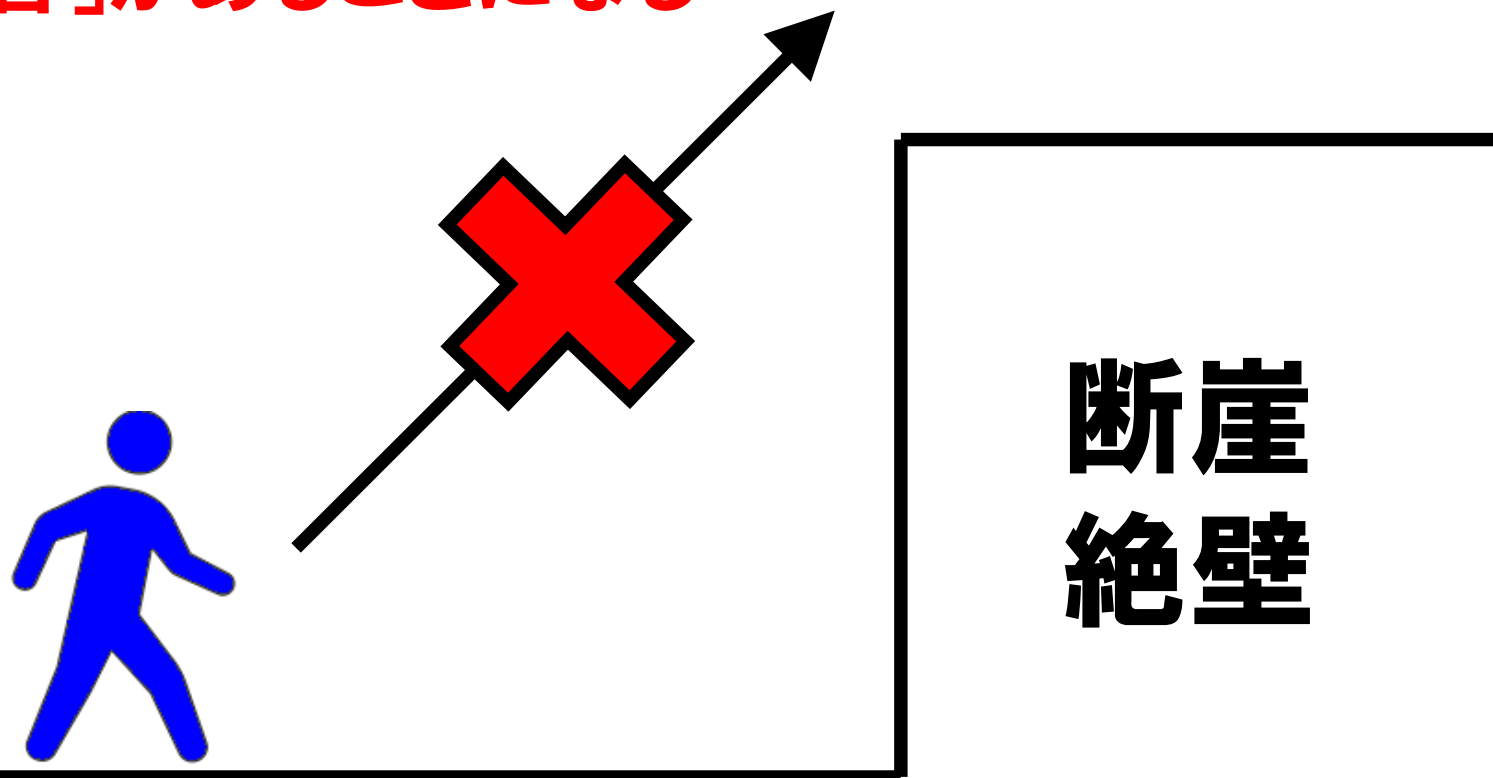
○世界の潮流(社会モデル)を前提にすると、
誰にも「障害」があることになります



「障害」は誰にでもある

○断崖絶壁では、どんな人も2階に上がれない

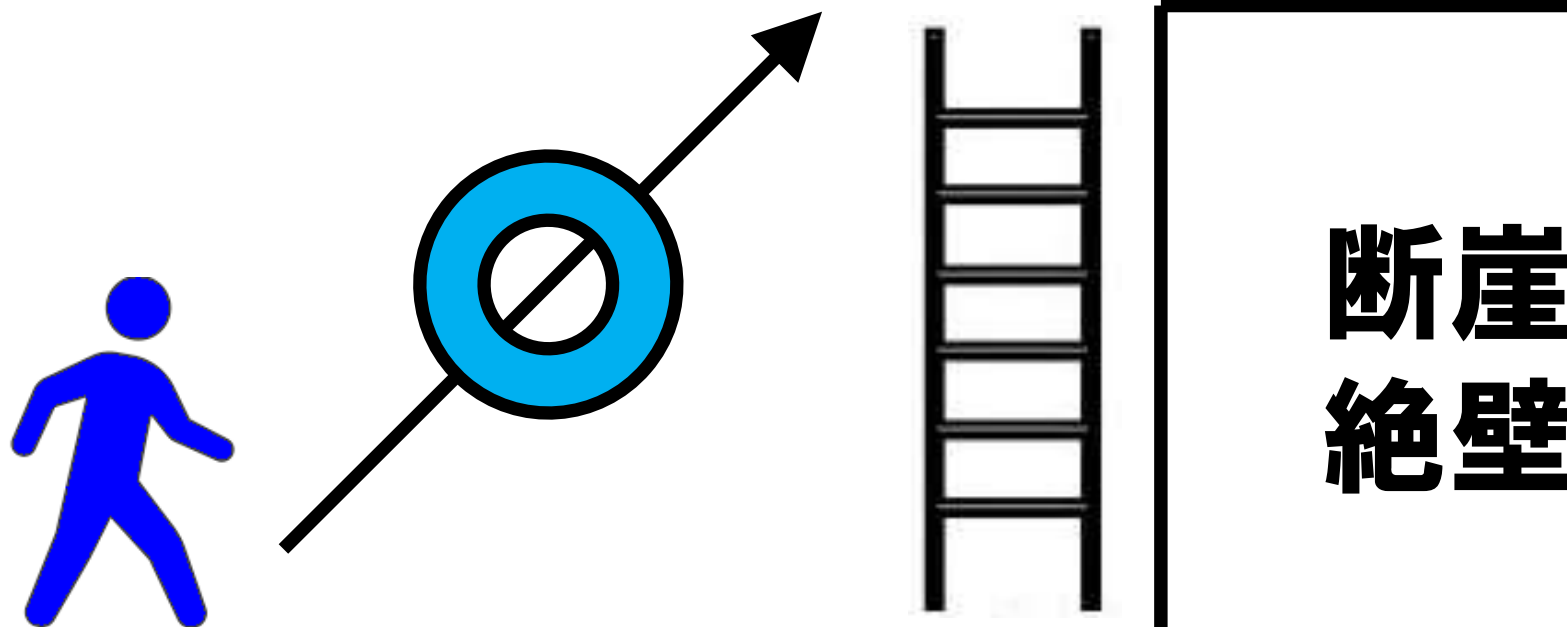
⇒「障害」があることになる



「障害」は誰にでもある

○はしごを持ってきてあげると、2階に上がれる

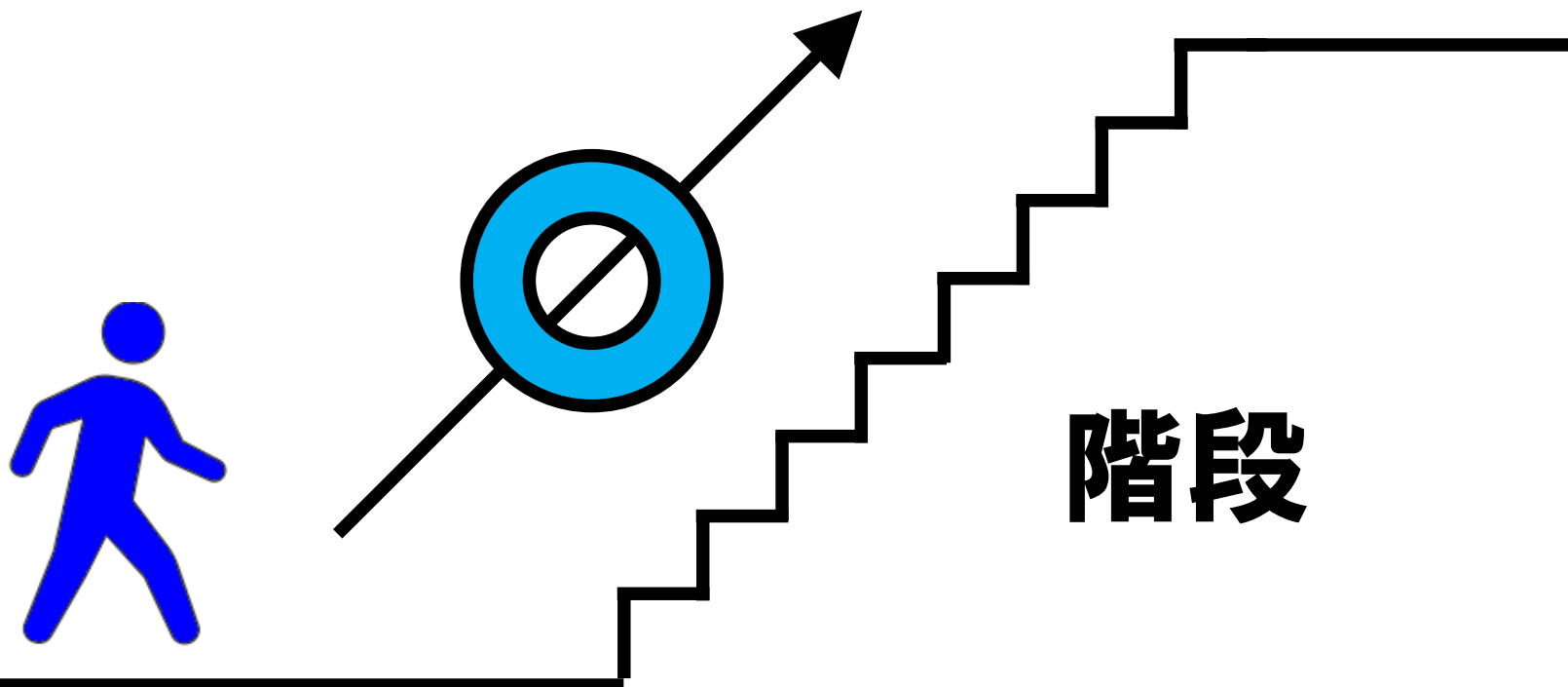
⇒ 障害者差別解消法でいう「合理的配慮」
あるいは「環境整備」



「障害」は誰にでもある

○階段を設置すると、いつでも2階に上がれる

⇒ **障害者差別解消法**でいう「**環境の整備**」



でも、障害者って
社会全体で見ると
ごく少数の例外的
な存在ですよね？

我が国の障害者数

障害種別	総数	千人当たり
身体障害者	4 3 6 万人	3 4 人
知的障害者	1 0 9 . 4 万人	9 人
精神障害者	4 1 9 . 3 万人	3 3 人

(出典：令和3年障害者白書)

重複障害分を勘案しても、国民の約7.6%が何らかの障害を有している【平成28年は6.7%】

それに加えて・・・

2065年には、高齢化率（65歳以上）が38.4%に達し、さらに75歳以上の割合も25.5%になる推計

（出典：令和元年版高齢者白書）

つまり、2065年には

65歳以上の障害者が相当数いると勘案しても、国民の4割以上は障害者または高齢者となる社会が到来

障害者差別解消法 改正のポイント

障害者差別解消法について(概要)

I 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

事業者

法的義務

法改正で法的義務に！

【例1】携帯スロープで補助



【例2】手話通訳・要約筆記を実施
障害者に前列の席を確保



具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)

国・地方公共団体等	⇒	当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者	⇒	主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによる

II 差別を解消するための支援措置 ⇒ 法改正で支援措置を強化！

法改正は令和6年6月までに施行

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 法改正で相談対応人材の育成と確保が責務に！

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 差別及び差別の解消に向けた取組の情報収集、整理及び提供 ⇒ 法改正で自治体も努力義務に！

障害者差別解消法の改正概要

1. 事業者による合理的配慮の提供について、これまでは「努力義務」だったが、これからは「義務」となる
2. 障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務が明確化される
3. 地方自治体においても、障害を理由とする差別や解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供が努力義務となる

遅くとも令和6年6月までには施行

障害者差別解消法の改正概要

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

(1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

(2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

(3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

障害者差別解消法は どういう法律ですか？

障害者差別解消法とは・・・

1. 障害のある人もない人も、お互いのことを理解・尊重して、イヤな思いをせずに気持ちよく暮らすことができる地域（共生社会）の実現を目指す法律です
2. 障害を理由として、正当な理由なく「店に入れない」「商品を買わない」「契約を結ばない」「健常者にはつけない条件を付ける」「利用できる場所などを限定する」といった【差別的取扱い】を禁止する法律です

障害者差別解消法とは・・・

3. 車いすの人が段差を越えられない、目の見えない人が周囲の様子を把握できない、耳の聞こえない人が会話を理解できない、など困っているときに手助けする 【合理的配慮】の実施を求める法律です
4. 法律の対象は 個人単位ではなく、 役所や民間企業、スーパーや鉄道・バス会社などの 組織・団体単位 となります（私人は対象外）
5. 障害者差別を理由とした 逮捕や処罰の規定はありません

障害者差別解消法とは・・・

6. 行政機関が差別的取扱いをせず、合理的配慮を提供するために守るべき事項については、それぞれの行政機関ごとに「対応要領」（行動マニュアル）を作成することになっています
7. 都道府県や市町村は、対応要領の作成が努力義務となっていますが、ほとんどの自治体が作成済みです

障害者差別解消法とは・・・

9. 事業者が留意すべき点については、業務を所管する省庁が、基本方針に基づいて「対応指針（ガイドライン）」を作成しています
10. 差別解消法で規定する差別的取扱いを繰り返す事業者がある場合、所管省庁から報告徴収や助言指導などが行われます
11. 虚偽報告や報告無視などに過料があります
12. 相談窓口については、既存の相談窓口などを活用することになっています

障害者差別解消法の概要（基本方針）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】

障害者差別解消の推進に関する施策を総合的・一体的に実施するため、政府の施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方などを示すもの（平成27年2月24日閣議決定）

【内容】

- ① 差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ② 行政機関等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ③ 事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- ④ その他、障害者差別解消の推進に関する重要事項（障害者差別を解消するための支援措置、啓発や情報収集、見直しなど）

基本方針に即して対応要領・指針を作成

障害者差別解消法の概要（対応要領・対応指針）

国・地方公共団体等職員対応要領

国や地方公共団体、独立行政法人などの職員を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、それぞれの機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す （地方公共団体は努力義務）

主務大臣の定める対応指針

事業者を対象に、障害を理由とする差別の禁止に関して適切に対応できるよう、該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す （事業分野ごとの主務大臣が作成）

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、作成後は公表することが必要

障害者差別解消法の概要（相談体制）

相談及び紛争の防止等のための体制の整備

法改正で強化！

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

障害者に関する既存の相談窓口等（一例）

福祉事務所・地方公共団体の担当部局・保健所・教育委員会・法務局（地方法務局）・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）・児童相談所（療育センター）・基幹相談支援センター・都道府県障害者権利擁護センター・市町村障害者虐待防止センター など

障害者差別解消法の概要（差別的取扱い）

障害を理由とする差別の禁止

不当な差別的取扱い

1. 障害であることのみを理由に、正当な理由なく障害者に対する商品やサービスの提供を拒否する（権利利益を侵害する）
ような行為
2. 実際の場面において「不当な差別的取扱い」に該当するかどうかは、個々の状況に応じ、事案ごとに判断（正当な理由がある場合には差別的取扱いにならない）

差別的取扱いとはどんなこと？

1. 差別的取扱いとは、障害のある人に対して、
「障害であることを理由として」「正当な理由なく」差別することで、全面禁止です
2. 目が見えない人を（自分で選べないからと）
店内に入れない、精神障害のある人に（面倒
そうだから）部屋を賃貸しない、知的・発達
障害のある人が一人で役所に来所した際
（ゆっくり話せば意思疎通できるのに）家族
の付き添いを条件にする・・・など

差別的取扱いとはどんなこと？

3. 障害が理由であっても、正当な理由がある場合は対象外となります（たとえば、心臓障害の人がジェットコースターに乗りたい場合に利用を拒否するようなケース）
4. また、第三者の権利を著しく侵害してしまう場合も正当な理由に当たる場合があります（クラシックコンサートで大きな声が出てしまう障害特性の人を断るなど）
5. 正当な理由がある場合には、説明が必要です

差別的取扱いを判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに障害者、事業者（行政）、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止など）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
2. 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

障害者差別解消法の概要（合理的配慮）

障害を理由とする差別の禁止

合理的配慮

令和6年6月までに民間事業者も含めて全面義務化

1. 日常生活や社会生活における制限（暮らしにくさ）をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置（乗り物への乗車に当たっての職員等による手助け、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、段差の解消のための渡し板の提供など）
2. 「意思の表明」は、言語（手話も含む）その他の意思疎通のための手段により伝えることを指し、知的障害等により本人が自ら意思を表明することが困難な場合には、その家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も含み得る

合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合、義務は生じない

合理的配慮とはどんなこと？

1. 合理的配慮とは、障害ゆえのバリア（これを「社会的障壁」と呼びます）を取り除くための手助けのことです
2. 基本的には、障害のある人から配慮の申し出があった場合に対応します
3. また、負担が重い場合や業務範囲を逸脱するような場合は対応しないこともありえます
4. 民間事業者については、令和6年6月までに義務となります

行政と民間の義務程度の違い

	差別的取扱い	合理的配慮
行政機関等	義務（禁止）	義務 (必ず提供)
民間事業者	義務（禁止）	努力義務 (提供を努力) <u>法改正で令和6年 6月までに義務化</u>

合理的配慮とはどんなこと？

5. 障害のある人からの申し出については、日本語だけでなく、手話や筆談、家族や援助者による補助（代弁）も含まれます
6. 申し出を受けてから対応するため、基本的には「その場でできること」が中心です
7. ただし、従業員に対する配慮や、関係性が長期にわたる顧客（児童生徒、福祉サービス事業所利用者）などへの配慮については、一見さんとは異なる対応が求められます

合理的配慮の主な類型

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルールなどの柔軟な変更
<ol style="list-style-type: none">1. 携帯スロープを渡して段差を解消する、段差越えを手助けする2. 高いところにある商品を取って渡す	<ol style="list-style-type: none">1. 筆談や簡単な手話による意思伝達2. 文字情報の読み上げ3. 分かりやすい表現を用いた会話	<ol style="list-style-type: none">1. 研修会などにおける休憩時間の調整2. 障害特性に応じた手続き順や席の確保3. 非公開会議への介助者同行

「合理的配慮」 難しく考える必要なし！

合理的配慮を提供するまでの基本的なステップは

○相手と話し合いを行い、

○相手の希望に応じて、

○対応可能な、納得の得られる配慮を行うこと

建設的対話をして

すなわち

基本的な考え方は、一般的な顧客対応や他の行政サービスと何ら変わりません

建設的対話ってどういうこと？

1. 「建設的対話」とは、できる・できないの二元論で考えるのではなく、できる範囲で対応可能な代替案を提示することです
2. たとえば、視覚障害のある人から「文字の資料を点字にして欲しい」があった場合、その場で点訳対応できる人は少数ですが、文字を読み上げて録音してもらえば、多くの人がその場で対応できます
3. この「読み上げ」を相手方に提示するのが、建設的対話となります

建設的対話ってどういうこと？

4. 提示を受けた視覚障害のある人は、その内容が自分の希望することを代替しうるものかどうかを判断して、諾否を伝達します
5. 希望すること（障害者側）と実施できそうなこと（事業者や行政側）を、対話によって探っていくプロセスといえます
6. 特に窓口や接客では、日常的に行われています

多くの人々が、実は自然にやっています

合理的配慮とはどんなこと？

8. たとえば、車いす利用者が越えられない段差を持ち上げる、目の見えない人へ書類の内容を読んで録音してもらおう、耳の聞こえない人と筆談する、知的・発達障害のある人へ分かりやすい言葉で説明する、といった対応が一般的な合理的配慮として考えられます
9. 合理的配慮は申し出を受けてからの対応が基本ですが、事前の準備が推奨されています
(これを「環境整備」と呼びます)

合理的配慮と環境整備

1. 合理的配慮は障害者等からの意思表示により提供 → 意思表示がなされた瞬間の環境によって提供すべき合理的配慮は異なる
2. たとえば段差が残っている建物における車いす利用者への合理的配慮と、スロープ設置の建物における合理的配慮は異なる（後者の方がより効果的・低負担で配慮を提供可能）
3. 事前に対応可能な施設の改善や備品の購入、職員研修などの環境整備が重要となる

障害者差別解消法の概要（第3条～第5条）

合理的な配慮に関する環境の整備

環境整備は法改正後も
引き続き努力義務

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障がいのある人からの意思表示があった場合において個別に求められる「合理的配慮」を的確に行うため、建築物をバリアフリー化する、職員に対する障がい特性理解の研修などを行うといった「環境の整備」に関する取り組みが計画的に行われるよう、努力義務を規定

合理的配慮とはどんなこと？

10. 負担が過重である場合、合理的配慮を提供する必要はありません（たとえば、車いす利用者を持ち上げる際に職員が1人しかいない場合や業務範囲外の配慮を求められた場合には「負担が過重」と判断できます）
11. 合理的配慮とは「手伝う」ことと理解されがちですが、正確には「見つけて」「手伝う」という一連のもの
12. 「できる・できない」だけで判断せず、「建設的対話」の考え方が重要となります

過重な負担を判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況
2. 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

内閣府・合理的配慮サーチ

1. 内閣府が提供する、合理的配慮に当たると考えられる事例などを紹介する専用ページ
2. 障害種別ごと、生活の場面ごとに具体例を一覧できる検索機能あり
3. 「内閣府 合理的配慮サーチ」で検索、もしくは下記URLへアクセス

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

内閣府・合理的配慮事例集

1. 内閣府が全国から収集した、合理的配慮や環境整備に関する事例集です
2. 障害種別ごとに合理的配慮や環境整備に関する好事例を紹介、障害のある人の困りごとと、それに対する配慮等が掲載されています
3. 「内閣府 合理的配慮事例集」で検索、もしくは下記のURLへアクセスしてください

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

差別的取扱い・合理的配慮・建設的対話

重度聴覚障がい得手話ユーザーの人が
役所の窓口へ手続へ行ったら、断られた

(聴覚障がいのある人)

手話で「こんにちは。手続できますか？」と尋ねました

(役所の職員)

なにこれ？手話？？自分は手話ができない・・・
面倒だし、分からないから追い返そう

差別的取扱い

差別的取扱い・合理的配慮・建設的対話

重度聴覚障がい得手話ユーザーの人が
役所の窓口へ手続へ行ったら、断られた

(役所の職員)

一般的な接遇としても重要

紙に「どういったお手伝いが必要ですか？」と
お聞きしました

合理的配慮提供の意思表示

(聴覚障がいのある人)

手話と少しだけできる口話で「手話でお願いし
ます」とお返事がありました

差別的取扱い・合理的配慮・建設的対話

重度聴覚障がい得手話ユーザーの人が
役所の窓口へ手続へ行ったら、断られた

(役所の職員)

過重な負担と建設的対話の提案

手話のできる職員がない・・・「手話は難しい
ので、筆談でも良いですか」と提案しました

(聴覚障がいのある人)

本当は手話がベストでしたが、まずは手続きが
大事なので筆談で対応しました

建設的対話の成立

こんな合理的配慮もあります

重度視覚障害で点字と音声読み上げソフトウェアの人が行政説明会へ参加した時のこと

(視覚障害のある人)

墨字では資料が読めないなので、資料を点訳してもらいたいのですが・・

(役所の職員)

点訳はソフトなどが無いので困難ですが、読み上げ対応の電子データをお送りすることはできます

こんな合理的配慮もあります

重度肢体不自由で車いすユーザーの人が旅行先のホテルへ宿泊した時のこと

(肢体不自由の人)

部屋は車いす対応でありがたいのですが、浴室にシャワーチェアがないので入浴が危険です。シャワーチェアの手配はありますか？

(ホテルの支配人)

シャワーチェアは用意がないのですが、代用できそうなイスはお使いいただけます

こんな合理的配慮もあります

軽度知的障害があり、漢字にルビを振れば読める人が行政の会議へ参加した時のこと

(知的障害のある人)

会議の資料が100ページありますが、ルビがないので読めません。総ルビにしてもらいたいのですが・・・

(役所の職員)

総ルビは負担が重く困難ですが、資料概要をまとめた2ページくらいの資料は用意できます

こんな合理的配慮もあります

発達障害（色覚過敏）のある児童が、
学校で美術の授業を受けている時のこと

（発達障害（色覚過敏）のある児童）

とても色味の濃さやコントラストに敏感なので、
学校指定の絵具や画用紙では刺激が強すぎます。
美術の授業は免除で良いでしょうか？

（学校の教員）

授業の免除は困難ですが、色味の薄い色鉛筆や紙
などを持ち込んで描画することはできます

こんな合理的配慮もあります

精神障害（統合失調症）のある人が、
混みあう病院で診察待ちをしている時のこと

（精神障害（統合失調症）のある人）

混みあう待合室では、誰かに監視されているような気がしてしまいます。不安なので診察順番を早めてほしいのですが・・・

（病院の医師）

診察順を早めることは困難ですが、待機室を用意して順番が来たら呼び出すことはできます

以上のことから分かることは

★ それぞれに理由がある

障がいのある人が「差別」と感じるのには理由があり、行政・事業者側が「差別ではない」と感じるにも理由がある

★ それぞれに事情がある

障がいのある人が配慮を求めるには事情があり、行政・事業者側がすべてに対応できないのにも事情がある

★ だから「建設的対話」が必要

地域における情報共有や建設的対話を含む差別解消の取組みの場をどのように確保するか

障害者差別解消法の概要（地域協議会）

障害者差別解消支援地域協議会

趣旨・目的

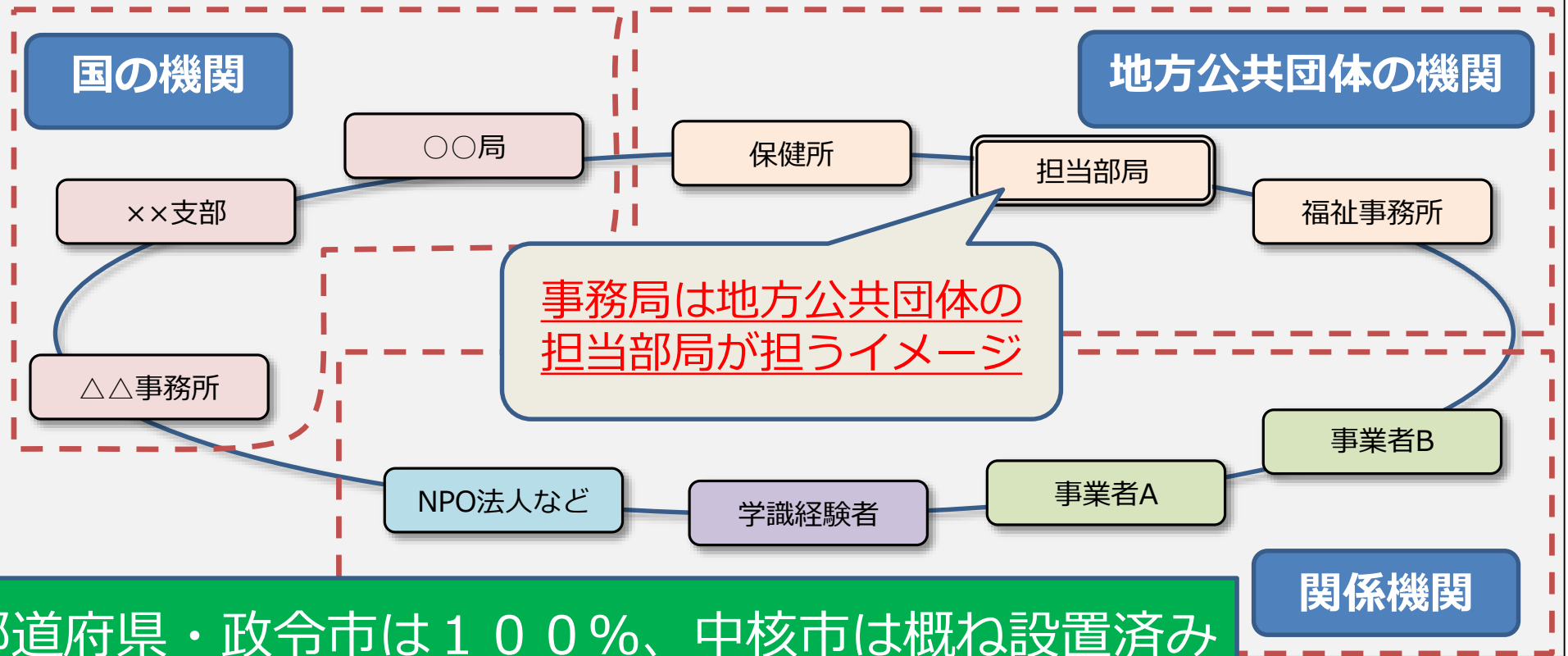
行政機関に対して障害者差別に関する相談等をした際に、各機関が有している権限は必ずしも明らかでなく、相談等を受けた窓口だけですべてに対応することが困難

そのため、国や地方公共団体の機関（関係機関）が「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することにより、地域において障害者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークを構築することが重要

協議会を通じて、いわゆる「制度の谷間」や「相談のたらいまわし」などが生じない体制の構築や地域全体での相談・紛争解決機能の向上を図る（協議会設置は各地方公共団体の判断（任意設置））

障害者差別解消法の概要（地域協議会）

協議会組織・運営のイメージ



地域協議会の構成機関例（市町村）

行政、関係団体、障害者団体、学識経験者など多様な関係者の参画を期待

国機関	法務局（人権擁護委員）、労働基準監督署
地方機関	障害福祉担当課、教育委員会、保健センター、市町村消費生活センター、警察署
当事者	障害当事者団体、家族会・親の会
教育	P T A 連合会、校長会・教頭会
福祉	社会福祉協議会、（相談）支援事業者、障害者相談員、民生委員・児童委員
医療保健	医師会、歯科医師会、病院協会
事業者	商工会、商店会、公共交通機関、特例子会社
法曹等	弁護士、司法書士、行政書士
その他	学識経験者、自治会連合会などの地域団体

地域協議会の役割とは（1）

1. 窓口等での対応のばらつきが生じないような情報や注意点などの共有
2. 障害者へのアンケートなどによる差別実態や望ましい合理的配慮の把握
3. 民間事業者、行政へのアンケートなどによる合理的配慮事例などの収集
4. 2・3も踏まえた、効果的な差別解消法の広報周知や普及啓発、研修会やフォーラム開催の検討

地域協議会の役割とは（２）

5. 事例の収集を通じた合理的配慮、建設的対話に向けたアイディアの蓄積と、それを踏まえた、対応困難事例における合理的配慮や建設的対話の促進（助言や情報提供など）
6. 見過ごせない差別と判断した場合の事案解決の後押し（紛争解決手段の情報提供など）
7. 特にグループホームなどの建設に関する反対運動や地元同意問題への対応（啓発など）
8. 法第3条関係の施策検討や進捗状況報告

法改正で地域協議会に期待される役割

相談に対応する人材育成や確保

1. 差別解消法における相談は地公体が「相談に的確に応じる」とともに、紛争の防止と合わせて「体制の整備を図る」ことになっている
2. 相談に対応する人材とは必ずしも障害福祉担当部署の職員に限らず、地域協議会における事例検討などを通じて広く関係者の相談対応スキルを高める方法も有効
3. 実事例がなければ架空事例でも問題なし

法改正で地域協議会に期待される役割

情報（事例等）の収集、整理、提供等

1. これまで障害を理由とする差別解消等の情報（事例）収集、整理や提供は国の責務とされたが、法改正により地公体も努力義務になる
2. 差別解消等の「事例収集」については、相談対応人材の育成を兼ねて、実事例にこだわらず架空事例の検討も含めることで幅が広がる
3. これから事業者における合理的配慮の提供が義務化される動きとあわせて重要性が増す

法改正で地域協議会に期待される役割

事業者における合理的配慮の提供義務化

1. 今回の法改正で最大のポイントは事業者における合理的配慮の提供が義務化されること
2. これまでとは異なり、障害者側からも事業者側からも合理的配慮の提供に関する相談が増える可能性が高い
3. その際、単に負担が過重か否かではなく、建設的対話を促進するためのアイデアを提供する役割が地域協議会に求められる

差別解消法の 運用ポイント

もし私が地域住民・事業者なら（１）

地域に住む同じ住民、という視点

1. 差別解消法の中でも「合理的配慮」は、できるだけ身近な地域で実践されることが重要
2. まずは自分ができる範囲で「ちょっとした気遣い・声かけ」を
3. 地域の活動（町内会、体育振興会、自主防災組織、地区社協など）で障害のある人が参加できるような工夫は？

もし私が地域住民・事業者なら（２）

実は日ごろの業務、という視点

1. 特に地域で商売をしている事業者の場合、現時点でも 「お客様対応」の一環で合理的配慮を提供している事例が多数
2. そうした取組みを 改めて評価することも重要
3. 一方、その取組みをより広めて（深めて）いくためには、支援者から対応可能なノウハウを聞く機会が重要（行政とコラボ）

身近な事業者による合理的配慮

ショッピングモールの手芸店にて

障がいのある子と一緒に買い物へ行き、品物を選んで会計する際に、飽きて騒ぎ出して会計どころではなくなっていました。でも、違う売り場の店員さんが椅子を持ってお店の前に来てくれて、「ここに座ってお母さんを待ってようか」と声をかけ、会計が終わるまで子どもの相手をしてくれました。その後、同じお店に行くと、前と同じ場所に椅子が最初から置いてありました。今では、会計が終わるまで1人でその椅子に座って待っていただけるようになっていました。

身近な事業者による合理的配慮

行きつけの100円ショップにて

100円ショップで買い物するのが楽しみな自閉症の男の子、いつものように買いものをしましたが、お金が足りず、1つあきらめなくてはなりません。レジで家族があきらめてもらうように説得をしていたら、後ろに並んだ男性に「俺が払うから早くしてくれ」と言われました。そうしたら、レジの女性が「ありがとうございます。でも、もう少しで納得できそうです。申し訳ありませんが、待ってくださいますか」と男性にお願いしてくれました。

ご清聴
ありがとうございます
ございました

ご参考まで・・・（その1）

全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました。

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」
で検索していただくとたいがいトップで
表示されます。

QRコードはこちら！

ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（2018年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから！

<http://zen-iku.jp/publish/book>



ご参考まで・・・（その3）

賛助会員になると『手をつなぐ』が届きます

「手をつなぐ」は、知的な障害のある当事者（本人・家族）に関する各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌。
賛助会員（年間4,100円）になると、毎月『手をつなぐ』をお届けいたします。

1か月あたり約350円！

ホームページ <http://zen-iku.jp/publish/tsunagu>
（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



ご参考まで・・・（その4）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障害のある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障害以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障害のある人、障害のある人の家族（親、きょうだい）、障害福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



おたすけプランシリーズの概要

(1) がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく

(2) おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠償も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。（年齢による保険料変動がなく、告知不要）

(3) 暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

⇒ 病気やけがで長期休業（退職）になった場合に、給与の60%程度を補償（精神疾患による休職も2年間補償）

団体契約により保険料10%割引！

知的障害者を支える方向け
「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険
+ 葬祭費用等補償特約

知的障害者本人
の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン

自閉スペクトラム症
マイペースなきみに

家族は
すったもんだ



監修：井上雅彦
編集：全国手をつなぐ育成会連合会
イラスト：マリマリマーチ

◎ A5判 / 104頁
◎ 定価 1,430円 (本体 1,300円 + 税10%)
◎ 2022年11月発行
◎ 978-4-8058-8785-1

詳しくはこちら
（QRコードをタップ）



オールカラー！

【目次】

はじめに

自閉スペクトラム症の特徴と理解

はじめに / ASD 診断のある人・ない人 / ASD の原因 / ASD のある人は増えている？ / ASD のある子どもの子育てへの支援 / 読者のみなさんへ

すったもんだの日々

主な登場人物

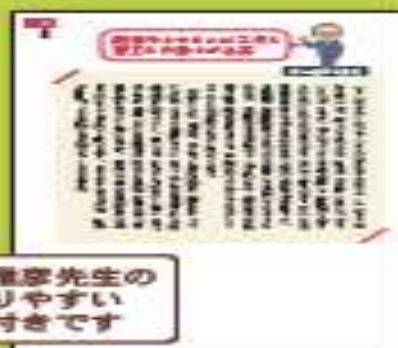
- 1 学校
「何があっても学校は行くもの」(など全6話)
- 2 施設・病院
「お父さんの服薬」(など全5話)
- 3 行事・外出(全10話)
- 4 家・日常生活(全13話)

<コラム>

- 伝えるポイントは、「具体的に」と「視覚的に」
- 体験を重ねて不安をなくす 他2本

全国手をつなぐ育成会連合会の機関誌「手をつなぐ」に好評連載中の4コマまんが「毎日すったもんだ」が一冊の本になりました。

自閉スペクトラム症のある子の個性と向き合いながら、笑いあり涙ありの「すったもんだ」な家族の日常を、4コマまんがで切り取りました。学校、病院、外出など場面ごとのユニークなエピソードに、クスッとしたり、多様な個性を実感したり。解説付きで、かかわりの参考にもなる一冊です。



井上雅彦先生の
わかりやすい
解説付きです



ほのぼのとした
温かいイラストで描く
34のエピソード